

郡山市公有財産貸付入札参加者心得

都市構想部総合交通政策課

(目 的)

第1条 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）の定めるところによる。

(入札等)

第3条 入札参加者は、公告、仕様書及び現場等並びに入札条件、契約方法を熟知の上入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提示することを原則とし、郵便をもって提出することができない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受け提出しなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を、入札参加者の代理人とすることはできない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札等の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書をいったん提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者又は入札参加者の代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和 22 年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第 6 条 入札参加者又は入札参加者の代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明な入札
- (5) 1 人で 2 通以上提出した入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 初度の入札に参加しなかった者のした再度の入札

(落札者の決定)

第 8 条 予定価格以上で最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第 9 条 開札の結果、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札に付することができる。

(契約保証金)

第 10 条 契約保証金の納付等については、郡山市契約規則の定めるところによる。

(契約書の提出)

第 11 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(異議の申立)

第 12 条 入札をした者は、入札後、第 3 条第 1 項に規定する入札の条件等及びこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第 13 条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる